

# 公益財団法人日本環境整備教育センター 浄化槽に関する調査研究助成実施要領

## (趣旨)

第1条 公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という）浄化槽に関する調査研究助成規程第21条の規定に基づき、研究助成に関して必要な事項を定める。

## (研究助成対象者)

第2条 日本国内の大学、国公立研究機関、公益・一般法人研究機関及びNPO法人等に所属する研究者等とする。

## (研究助成対象課題)

第3条 研究助成の対象となる課題は浄化槽に関する新技術の開発、生活排水処理手法、社会科学的な研究等、原則として浄化槽に関する研究とする。

## (助成額)

第4条 助成総額は、100万円程度とする。

## (助成金の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は研究にあたり必要とされる費用とし、諸給与等の経費は除くものとする。ただし、研究のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

## (研究助成期間)

第6条 原則として、助成を受けた年度の末までに調査研究の成果が得られるものとする。ただし、研究の内容及びその他の状況により必要と認められる場合には、その期間を延長することができる。

## (申請手続)

第7条 申請は、公募により研究代表者が様式第1号「浄化槽に関する調査研究助成申請書」により申し込む方法とする。

公募期間は、原則として調査研究年度の前年12月から当年3月までとする。

## (他の助成等との関係)

第8条 他の機関の助成又は補助の有無にかかわらず研究助成の対象とする。ただし、そ

の他の機関の助成又は補助を受ける又は受けている場合は、その旨を通知しなければならない。

(選考)

第9条 研究助成の申請課題に係る選考は教育センターに設置した「研究助成委員会」において行う。

- 2 委員は、理事長が指名する者とする。
- 3 委員長は、委員の互選によるものとする。

(決定及び通知)

第10条 研究助成の決定は理事長が行い、研究代表者に通知する。

- 2 決定通知は原則として6月初旬までに行う。

(研究報告書等)

第11条 研究助成を受けた者は、様式第2号「令和 年度浄化槽に関する調査研究助成収支予算書」(以下「収支予算書」という。)、収支予算書に準じた収支明細書(助成金使途の概要)及び調査研究の成果(中間報告書及び最終報告書)を教育センターに報告しなければならない。

- 2 提出日は原則として収支予算書が6月末、中間報告書を12月末、最終報告書及び収支明細書は3月末とする。
- 3 中間報告書及び最終報告書は、下記による。

1) 中間報告書

- ① 報告書本文(図表含) : A4判横書き2頁程度(1行40文字、1頁40行)

2) 最終報告書

- ① 報告書本文(図表含) : A4判横書き10頁程度(1行40文字、1頁40行)
- ② 報告概要 : 400字以内
- ③ 英文要旨 : 200語以内

(調査研究成果の公表)

第12条 公表は自由であるが、公表にあたっては教育センターの助成を受けている旨を明記するものとする。なお、教育センターが研究論文集として刊行している「浄化槽研究」又は「月刊浄化槽」への掲載に応じなければならない。

(報告会)

第13条 研究助成を受けた者は、その研究成果を教育センターが実施する研究助成に係る報告会(全国浄化槽技術研究集会における研究発表会を含む)において発表しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第14条 研究助成を受けた調査研究の成果から発生する工業所有権等については、研究者又は研究者の所属する機関に帰属するものとする。ただし、これらの帰属先については、理事長へ報告しなければならない。

(研究の中止・辞退)

第15条 研究助成を受けた者が、決定された研究を中止しようとするときは、あらかじめ様式第3号により研究の中止届を理事長に提出しなければならない。

2 研究助成を受けた者が、助成金を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号により研究の辞退届を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第16条 理事長は、第15条の規定により研究の中止又は辞退の届出があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第10条の決定の全部、若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 研究助成を受けた者が、この規程に違反した場合。
- (2) 研究助成を受けた者が、決定された研究以外の用途に助成金を使用した場合。
- (3) 研究助成を受けた者が、決定された研究に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 決定後に生じた事情により、決定された研究の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、第16条の規定により決定を取り消した場合は、期限を定めて、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

(整理保管)

第18条 助成金の支給を受けた者又はその所属機関は、領収書及び受領書など関係書類を5年間整理保管しなければならない。

(監査)

第19条 理事長は、必要があると認めたときは、受給者又はその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等に追記報告を求め、又は経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、研究助成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。